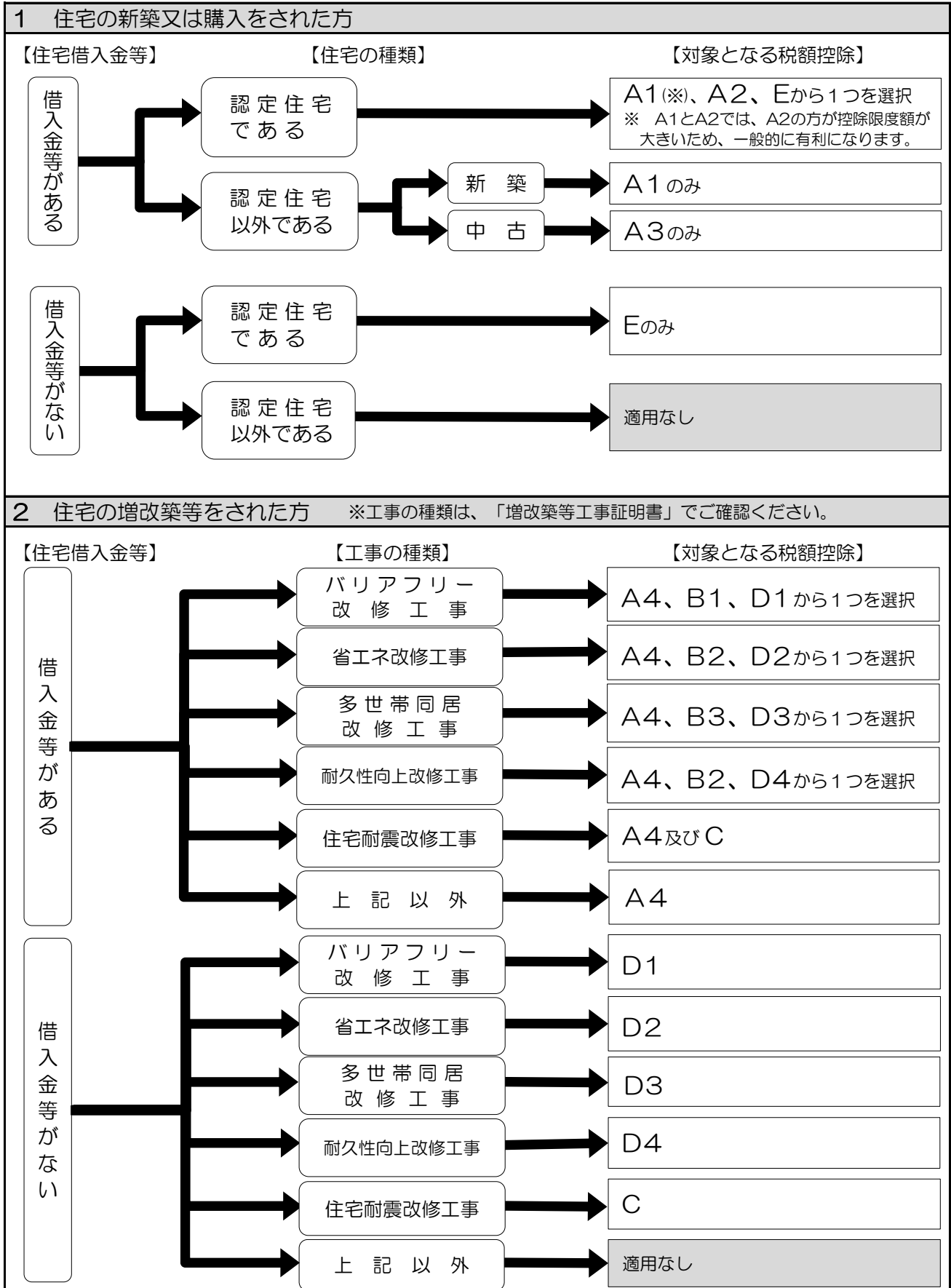


住宅の取得等に係る税額控除について（判定表）

住宅の新築又は購入をされた方は「1」を、住宅の増改築等をされた方は「2」を、一定の条件の下、再び居住の用に供した方は「3」をご覧ください、「対象となる税額控除」をご確認ください。詳しい内容は、該当する説明書をご覧ください。

なお、複数の税額控除から1つを選択できる場合がありますが、いずれの税額控除が有利となるかは、毎年の所得金額や借入金等の年末残高などによって異なります。また、一度、確定申告において選択した税額控除は、その後、更正の請求や修正申告により変更することはできません。



3 転勤に伴う転居などやむを得ない事由により居住の用に供さなくなった後、
再び居住の用に供した場合

